

# 子ども・子育て支援法に基づく 支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準（案）について

平成 26 年 5 月  
こども未来部 保育課

## 1 趣旨

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法（子ども・子育て支援法、認定こども園法一部改正法、関係法律の整備法）が成立しました。

この法律に基づき、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートする予定となっています。

新制度では、子どもの教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図ることになっており、新たに施設や事業の設備及び運営に関する基準については、国の定める基準を踏まえ、自治体ごとに条例で定めることとなりました。

川越市では、新制度の実施に向け、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準」の制定に向けて検討を進めています。

この基準は、「(仮称)川越市支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準条例」及び「(仮称)川越市支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準条例施行規則」として制定される予定です。

## 2 内容

基準を定めるに当たっては、内閣府令で定める基準に従い定めるべきもの（「従うべき基準」）と、内閣府令で定める基準を参酌して定めるべきもの（「参酌すべき基準」）が規定されております。

※現時点で、国からの基準府令が出されていないため、子ども・子育て会議で議論された対応方針案に基づいて、基準案を作成しております。

定義

類型	類型の説明
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、 <u>国基準に必ず適合しなければならない基準</u> 。当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない。
参酌すべき基準	地方自治体が <u>十分参酌</u> した結果であれば、地域の実情に応じて、 <u>異なる内容を定めることが許容されるもの</u> 。

懸案事項や問題点があると思われる規定について、市独自基準の策定が必要であるかを検討いたしました。

検討の結果、川越市独自の基準としようとするものは以下のとおりです。

内 容	独自基準にしようとする理由
区分（保育必要量）における保育短時間の就労下限時間について、64時間以上とする	子ども・子育て会議において、就労下限時間については、48～64時間の間で、市町村で定めることとなっており、64時間未満の家庭については、一時預かり事業等に対応できると考えられるため

### 3 施行期日

平成27年4月1日

### 4 その他

「子ども・子育て支援法に基づく支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準」については、条例において規定することを予定していますが、一部の内容について規則において規定する場合があります。